

第 22 号議案

神戸市立農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市立農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

神戸市立農村環境改善センター条例（昭和 60 年 4 月条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表第1（第9条関係）

別表第1（第9条関係）

| 施設 | | | 使用料（単位円） | |
|---------|------------------|-------------|----------|-----|
| 名称 | 面積 （単位平方メートル） | 定員 （単位人） | 1時間につき | 備考 |
| 多目的ホール | [略] | [略] | 1,500 | [略] |
| | | | 750 | [略] |
| | | | 380 | [略] |
| 研修室（洋室） | [略] | [略] | 500 | |
| 研修室（和室） | [略] | [略] | 300 | |
| 農産物加工室 | [略] | [略] | 300 | |

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

| 施設 | | | 使用料（単位円） | | | | 備考 |
|---------|------------------|-------------|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|-----|
| 名称 | 面積 （単位平方メートル） | 定員 （単位人） | 午前 （午前9時から正午まで） | 午後 （午後1時から午後5時まで） | 終日 （午前9時から午後5時まで） | 時間外使用料 （午後5時を超え、午後9時まで。1時間につき） | |
| 多目的ホール | [略] | [略] | 4,500 | 6,100 | 10,600 | 1,510 | [略] |
| | | | 2,300 | 3,100 | 5,400 | 770 | [略] |
| | | | 1,150 | 1,550 | 2,700 | 390 | [略] |
| 研修室（洋室） | [略] | [略] | 1,500 | 2,000 | 3,500 | 500 | |
| 研修室（和室） | [略] | [略] | 1,000 | 1,200 | 2,200 | 310 | |
| 農産物加工室 | [略] | [略] | 1,000 | 1,200 | 2,200 | 310 | |

備考 時間外使用料は、その使用時間に30分未満の端数があるときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

別表第2（第9条関係）

| 施設 | 設備 | 使用料（単位円） |
|---------|--------|----------|
| 名称 | 種類 | 1時間につき |
| 多目的ホール | 暖房又は冷房 | 500 |
| 研修室（洋室） | [略] | 110 |
| 研修室（和室） | [略] | 60 |
| 農産物加工室 | [略] | 90 |
| | [略] | 280 |

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第2（第9条関係）

| 施設 | 設備 | 使用料（単位円） | | | |
|---------|-----|----------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---|
| | | 午前 （午前9時 から正午ま で） | 午後 （午後1 時から午 後5時ま で） | 終日 （午前9 時から午 後5時ま で） | 時間外使 用料 （午後5 時を超 え、午後 9時ま で。1時 間につ き） |
| 多目的ホール | 暖房 | 5,800 | 7,700 | 13,500 | 1,900 |
| 研修室（洋室） | [略] | 340 | 460 | 800 | 110 |
| 研修室（和室） | [略] | 170 | 230 | 400 | 60 |
| 農産物加工室 | [略] | 270 | 360 | 630 | 90 |
| | [略] | 1時間当たり 280 | | | |

備考 時間外使用料は、その使用時間に30分未満の端数があるときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立農村環境改善センター条例第6条第1項の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

理 由

神戸市立農村環境改善センターの施設及び設備の使用料を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。